

神奈川県

南足柄市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①立地	—	①立地 指定産業集積地 域	固定資産税 都市計画税	5年間 (賦課される年度から)
大企業 30,000				
中小企業 5,000				
②拡大再投資		②指定産業集積 地域及び工業系 地域		
大企業 20,000				
中小企業 3,000				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
南足柄市市場緑化事業補助金制度	H9. 2	○「南足柄市緑の基本計画」に基づき、工場とその周辺地域の豊かな自然環境との調和のとれた良好な地域環境を形成することを目的として、市長が指定する方法により緑化事業を実施した工場	補助金 ○緑化事業に要した費用の一部
企業立地の促進等に関する条例に基づく奨励措置(雇用奨励金)	H20. 4	〈対象事業〉 市内に住所を有する者等を5人以上(中小企業は2人以上)新規に雇用した場合 〈対象地域〉 ○指定産業集積地域(市が指定する地域)	奨励金 ○1人につき20万円 ○新規障害者1人につき20万円を加算 ○雇用奨励金は1,400万円を限度
企業立地の促進等に関する条例に基づく奨励措置(転入奨励金)	H30. 12	〈対象事業〉 従業員を10人以上市内に転入勤務させた場合 ※従業員に該当する者…操業開始の6月前の日から操業開始後1年を経過する日までの間に市外から市内に転入した者であって、当該転入をした日から引き続き1年以上市内に住所を有している者 〈対象地域〉 ○指定産業集積地域(市が指定する地域)	奨励金 ○1人につき10万円 ○転入奨励金は1,400万円を限度

水道利用料の軽減	H28. 3	南足柄市企業の立地の促進等に関する条例に基づく奨励措置の要件を満たす企業が、口径100ミリメートル以上のメーターを設置し、給水を受ける場合。	水道料金軽減申請書による申請があった同日から起算して3年が経過する日までに納期が到来する料金について 100 分の 15 に相当する額を軽減する。
水道利用料過入金の軽減	H28. 3	南足柄市企業の立地の促進等に関する条例に基づく奨励措置の要件を満たす企業が、給水装置の新設又は改造の工事により、口径 200 ミリメートルを超えるメーターを設置する場合。	加入金の 100 分の 35 に相当する額(その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を軽減する。

詳しくはこちら ([かながわ産業立地情報](#))